自由民主党	支部の数うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七六七	七七六八	（届出年月日令和七年三月二十七日）
自由民主党	支部の数	七七五七	七七六二	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七五七	七七六二	
日本維新の会	支部の数	二四八	二四九	（届出年月日令和七年四月七日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四八	二四九	

○総務省告示第二百二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、自由民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第六十八号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
自由民主党	支部の数	七七六三	七七六七		自由民主党	支部の数	七七六四	七七六八	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七六三	七七六七			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七六四	七七六八	
［略］					［同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、自由民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第百六号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
自由民主党	支部の数	七七六二	七七六三		自由民主党	支部の数	七七六三	七七六四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七六二	七七六三			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七六三	七七六四	
［略］					［同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。